

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
海外商社の与信管理について 平成13年4月1日 01-制度-00064 平成14年9月12日 一部改正 平成15年3月25日 一部改正 平成16年3月26日 一部改正 平成17年3月30日 一部改正 平成17年7月7日 一部改正 <u>平成18年12月1日 一部改正</u> この規程は、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が「海外商社名簿について」（平成13年4月1日 01-制度-00063。以下「名簿規程」という。）に基づき登録した海外商社の与信管理のうち、与信枠管理及び信用危険のてん補等の基本的な事項等について定めるものとする。ただし、信用危険のてん補の範囲及び保険契約締結の条件等については、本規程に基づき各貿易保険の保険契約締結等の規程において定めることとする。 （与信枠） 第1条 与信枠は、代金回収不能に係るてん補責任の限度額とし、名簿規程第6条第1項の登録又は格付変更の申請等により、海外商社毎に、信用状態等の評価に基づき設定又は変更を行うこととする。 2 与信枠は、貿易保険の代金回収不能に係る信用危険の保険責任残高により管理することとする。ただし、前払輸入保険の場合にあっては、同保険契約の信用危険の保険責任残高による。 3 与信枠は、次の各号に掲げる枠を設けて管理するものとする。 一 貿易一般保険包括保険（企業総合）総支払限度枠 貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約において設定した信用危険保険金支払限度額の総額により管理する枠とする。 二 限度額設定型貿易保険（製造業用）総支払限度枠 限度額設定型貿易保険（製造業用）契約において設定した保険金支払限度額の総額により管理する枠とする。 三 個別保証枠 個別保険関係の成立の限度として管理する枠とする。 （与信枠管理の対象） 第2条 前条に定める与信枠の管理の対象は、名簿規程第3条第1項に規定する格付のうちE E格、E A格、E M格及びE F 格の海外商社とし、与信枠管理の対象となる保険契約の種類及び海外商社の格付の関与は、別表のとおりとする。 （貿易一般保険包括保険（企業総合）総支払限度枠） 第3条 第1条第3項第1号に定める貿易一般保険包括保険（企業総合）総支払限度枠の管理の対象は、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書第5条第2号ただし書の規定により、信用危険保険金支払限度額を設定した海外商社に限るものとする。 （限度額設定型貿易保険（製造業用）総支払限度枠） 第4条 第1条第3項第2号に定める限度額設定型貿易保険（製造業用）総支払限度枠の管理の対象は、限度額設定型貿易保険（製造業用）約款第8条の規定による保険金支払限度額を設定した海外商社に限るものとする。 （個別保証枠） 第5条 第1条第3項第3号に定める個別保証枠の管理の対象は、E E格、E A格、E M格又はE F 格に格付された海外商社とする。 2 個別保証枠の増額を希望する者は、名簿規程第8条に定める信用調査報告書をもって個別保証枠の増額の申請を行うこととする。	海外商社の与信管理について 平成13年4月1日 01-制度-00064 平成14年9月12日 一部改正 平成15年3月25日 一部改正 平成16年3月26日 一部改正 平成17年3月30日 一部改正 平成17年7月7日 一部改正 第1条 同左 第2条 同左 第3条 第1条第3項第1号に定める貿易一般保険包括保険（企業総合）総支払限度枠の管理の対象は、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書第5条第2号の規定により、信用危険保険金支払限度額を設定した海外商社又は貿易一般保険約款第6条第2号ロに規定する割合を100分の50とする海外商社に限るものとする。 第4条 同左 第5条 同左

③ 個別保証枠の確認等の取扱いは、個別保険の保険契約に関する規程等において日本貿易保険が別に定める。	
〈事故管理〉 第6条 名簿規程第3条第2項に規定する事故管理区分に該当する海外商社は、信用危険の事故該当金額の残高により管理するものとする。	第6条 同左
〈格付による信用危険のてん補の制限〉 第7条 貿易保険の保険契約は、次の各号のいずれかに該当する海外商社を輸出契約等の相手方とする場合を除き信用危険をてん補することができることとする。ただし、日本貿易保険が別に定める場合を除く。 - 一 名簿区分Pの海外商社 - 二 事故管理区分Rの海外商社	第7条 同左
〈海外支店・子会社等に対する信用危険のてん補の制限〉 第8条 名簿規程第6条第5項において日本貿易保険が別に定める信用危険のてん補の制限とは、次項各号に該当する海外商社を輸出契約等の相手方とする場合とし、本条において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 - 一 「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下本条において単に「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。 - 二 「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。 - 三 第1号及び前号において、他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するとき、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。 - 四 「直接親会社」とは、親会社のうち、前号の規定により親会社とみなされる以外の親会社をいう。 - 五 「直接子会社」とは、子会社のうち、第3号の規定により子会社とみなされる以外の子会社をいう。 - 六 「取締役等」とは、派遣先において代表権を有することとなる者、取締役の職に就く者若しくはその他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。 2 前項に規定する輸出契約等の相手方は、次の各号に該当する海外商社を輸出契約等の相手方とする場合とする。 - 一 被保険者の本店又は支店（被保険者が支店の場合、他の支店を含む。） - 二 被保険者と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社 - イ 被保険者の親会社又は子会社 - ロ 被保険者の直接親会社の直接子会社 - ハ 議決権の過半数を被保険者、被保険者の直接親会社又は被保険者の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。） - ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店 - 三 被保険者と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社 - イ 被保険者が取締役等を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は被保険者に取締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取締役等を派遣する法人 - ロ 被保険者が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は被保険者に取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社 - ハ 被保険者の直接親会社が取締役等を派遣する法人、被保険者の直接親会社に取締役等を派遣する法人又は被保険者の直接子会社が取締役等を派遣する法人 - ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店 - 四 その他前各号に掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社	第8条 同左
〈保険契約締結の制限〉 第9条 事故管理区分Bに該当する海外商社を輸出契約等の相手方とする輸出契約等については、保険契約を締結しないこととする。	第9条 同左
〈その他〉	

第10条 名簿規程第5条の規定によりS F格に格付された海外商社が、保険契約の締結の管理から除外された場合は、名簿規程第2条及び第3条の規定に基づき格付を決定することとする。

2 名簿区分Sに格付の銀行等が輸出契約等の相手方（代金の支払人）となる場合は次により取り扱うこととする。

一 S A格の銀行等の場合は、EE格の海外商社として取り扱うこととする。

二 S C格及びS R格の銀行等の場合は、前条の規定を準用し適用することとする。

附 則
この規程は、平成13年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成14年10月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成17年7月15日から実施する。

附 則
この改正は、平成18年12月4日から実施する。

別表

与信枠管理一覧表		
枠の種類	対象となる保険契約の種類	与信枠管理を行う格付
与信枠	貿易一般保険包括保険（企業総合）総支払限度枠	EE、EA、EM、EF
	限度額設定型貿易保険（製造業用）総支払限度枠	EE、EA、EM、EF
	貿易一般保険個別 輸出契約 技術提供契約 仲介貿易契約 個別保証枠	EE、EA、EM、EF
		EE、EA、EM、EF
		EE、EA、EM、EF
		EE、EA
	前払輸入保険	EE、EA
(主) 表中「貿易一般保険関係の特約」とは次の特約をいう。 貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約 同 〈機械設備〉特約 同 〈船舶〉特約 同 〈電線〉特約 同 〈自動車〉特約 同 〈技術提供契約等〉特約		

第10条 同左

2 名簿区分Sに格付の銀行等が輸出契約等の相手方（代金の支払人）となる場合は次により取り扱うこととする。

一 S A格の銀行等の場合は、EA格の海外商社として取り扱うこととする。

二 同左

附 則
この規程は、平成13年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成14年10月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成17年7月15日から実施する。

別表 同左